

<本人確認に必要となる書類> . . . 次の「表1」・「表2」をご覧ください。

(表 1)

	<u>申請者本人</u> が書類を提出	<u>代理人</u> が書類を提出
<u>本人</u> の 番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・マイナンバーの通知カード ・マイナンバー記載の住民票の写し ・マイナンバー記載の住民票記載事項証明書 <p style="text-align: right;">いずれか1点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード(写しも可) ・マイナンバーの通知カード(写しも可) ・マイナンバー記載の住民票の写し(写しも可) ・マイナンバー記載の住民票記載事項証明書(写しも可) <p style="text-align: right;">いずれか1点</p>
<u>本人</u> の 身元確認書類	<p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・その他(下記表を参照) 	/
<u>代理人</u> の 身元確認書類	/	<p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・その他(下記表を参照)
その他	/	委任状(申請書等の上部に記入欄あり)

(表2)

身元確認書類 (A書類1点、またはB書類2点)

A書類	運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、その他町長が適当と認める書類(住民基本台帳カードなど(写真が添付されたものに限る))
B書類	被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険)、健康保険日雇特例被保険者手帳、組合員証(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合)、私立学校教職員共済制度の加入証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他町長が適当と認める書類(住民基本台帳カード(写真なし)、学生証、会社の社員証、母子健康手帳、医療受給者証、生活保護受給者証など) (注)「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限る。